

生存権・福祉国家・共和主義

—バーク対ペイン論争を再考する—^{*1)}

中 澤 信 彦

要 旨

本稿は、「人間の権利」をめぐるエドモンド・バークとトマス・ペインとの論争を、2つの新しい観点から考察することを試みる。1つには、バークが批判しペインが擁護に努めた人権（人間の権利）としての「生存権」、および、それによって基礎づけられている「福祉国家」の構想を、経済思想史および共和主義思想史の文脈上に位置づけた。経済思想史研究と共和主義思想史研究は「貧困問題の解決」という論点を介して密接な関係を有していることを、近年の研究は強調しつつある。こうした関係を強く意識しながら、改めてこの有名な論争を振り返りたい。もう1つは現代的な観点である。バークとペインとの論争は、近年の議論を先取りするかのように、人間と国民（市民）、人権とシティズンシップ、現世代と未来世代、自由市場と福祉国家との緊張関係をあぶり出しており、人権という思想の偉大さと困難を見事に浮き彫りにしている。今日の日本において人権保障のあり方が直面している問題を考える際の有益なヒントが、この論争には数多く含まれているように思われる。本稿ではそのヒントをできるだけ広範に掘り起こしたい。

キーワード：エドモンド・バーク；トマス・ペイン；生存権；福祉国家；共和主義

経済学文献季報分類番号：01-21；03-43；15-82；15-83；15-84；15-86

* 橋本昭一先生の関西大学御退職の記念として、本稿を謹んで捧げることをお許し頂きたい。

- 1) 本稿は科学研究費補助金・基盤研究（A）「啓蒙思想と経済学形成の関連を問う——グローバルな視点から——」（課題番号：19203011、研究代表者：田中秀夫、2007-9年度）の研究成果の一部であり、拙稿「人間の権利は存在するのか？——バーク、ペイン」（中村健吾編『古典から読み解く社会思想史』ミネルヴァ書房、2009年、第2章）に大幅な加筆修正をほどこしたものである。なお、2008年9月11日ヒューム研究会第19回大会（於岡山大学）において、「バーク対ペイン論争の新展開——その現代的意義およびヒューム研究・共和主義思想史研究との関連——」との表題で下報告を行なった。また、2010年11月27日経済学史学会第159回関西部例会（於大阪学院大学）および2011年10月22日近代思想研究会第35回例会（於慶應義塾大学）において、「生存権・福祉国家・共和主義——バークとペインとの論争を再考する——」との表題で下報告を行なった。席上諸先生方から有益なコメントをいただいた。ここに記して感謝の意を表したい。

はじめに

本稿の目的は、「人間の権利」をめぐるエドモンド・バーク (Edmund Burke, 1729/30-97) とトマス・ペイン (Thomas Paine, 1737-1809) の論争を、2つの新しい観点から考察することにある。1つは、本稿成立の端緒をなす「啓蒙思想と経済学形成の関連を問う」という共同研究 (科研) のテーマに直接関わるもので、バークが批判しペインが擁護に努めた「人間の権利」としての「生存権」、および、それによって基礎づけられている「福祉国家」の構想を、経済思想史および共和主義思想史の文脈上に位置づけることである。論争の中心的テキストであるバーク『フランス革命の省察 (*Reflections on the Revolution in France*)』(1790年) とペイン『人間の権利 (*Rights of Man*)』(1791-2年) は、政治思想史上の古典としての地位を確立し、幾多の著名な研究を生み出してきており、この論争について語るべきことはほとんど言い尽くされているように見えるかもしれない。しかし、この論争がすぐれて政治的な論争であると思なされてきたためか²⁾、「両者が自由市場をどのように認識していたのか」といった経済思想史的な観点からこの論争が考察されたことはほとんどなかったように思われるし、近年著しい進展を見せている共和主義思想史研究の成果を反映させた研究もまだまだ少ないと言ってよい。経済思想史研究と共和主義思想史研究は「貧困問題の解決」という論点を介して密接な関係を有していることを、近年の研究は強調しつつある。こうした関係を強く意識しながら、改めてこの有名な論争を振り返りたい。

もう1つは現代的な観点である。周知のように、近年わが国では、貧困の深刻化と格差の拡大が大きな議論になっており、「ベーシック・インカム」論に代表されるような、新しい社会保障のシステムのあり方が模索されている。その一方で、国会では定住外国人の参政権をめぐる議論が活発化している。このバークとペインとの論争は、こうした近年の議論を先取りするかのように、人間と国民 (市民)、人権とシティズンシップ、現世代と未来世代、自由市場と福祉国家との緊張関係をあぶり出しており、人権という思想の偉大さと困難を見事に浮き彫りにしている。今日の日本において人権保障のあり方が直面している問題を考える際の有益なヒントが、この論争には数多く含まれているように思われる。本稿ではそのヒントをできるだけ広範に掘り起こしたい。

本論に入る前に、この生まれも育ちも経歴もまったく異なる同時代人である2人の生涯を簡単に振り返っておきたい。バークは、法律家の次男としてアイルランドのダブリンで生ま

2) 「エドモンド・バークとトマス・ペイン^マの対立が政治の世界をおもな舞台としていたとすれば、貧困の原因をめぐるマルサスとゴドウィンの対立 (人口論争) や穀物法と戦後恐慌をめぐるリカードとマルサスの論争は、社会経済問題の全領域にまたがっていた」(毛利 [2008] 67-8 ページ)。

れた。当時のアイルランドは形式的には独立国であったが、事実上、イギリスの植民地であった。イギリス政府の任命する総督が王の代理としてアイルランドを統治していた。少数派プロテスタントのみからなるアイルランド議会は多数派カトリックを弾圧する政策を次々と通過させ、カトリックの政治力を徹底的に除去しようとした。バーク自身はプロテスタントであったが、アイルランド出身者に対するイギリス人の偏見・差別意識は根深いものがあり、彼は生涯にわたって母国に対するイギリスの過酷な統治に胸を痛めた。彼は1750年にロンドンへ渡り、当初は文学によって身を立てようとしていたが、1759年に政界へ身を転じ、65年に下院議員に当選したあとは、カントリ（在野）派ウィッグとして諸々の改革に奮闘した。国王ジョージ3世と結びついたコート（宮廷）派ウィッグによる寡頭政治を批判し³⁾、アメリカ独立問題においても植民地側の主張に理解を示した。また、過酷なインド統治、アイルランド統治の不当性を暴き、事態の改善に尽力した。しかし、フランス革命が勃発すると、すぐさま反革命の書である『フランス革命の省察』を世に問うた。革命の進行とともに、対仏同盟と反革命干渉戦争を提唱するなど、その反革命思想を過激化させていった。

ペインは、コルセット職人の1人息子としてイギリス⁴⁾のノーフォーク州セットフォードで生まれた。コルセット職人としての修行は長続きせず、多くの職業を転々として、ようやく収税吏の職を手にするものの、解雇と再就職を繰り返した。1774年にベンジャミン・フランクリン (Benjamin Franklin, 1706-90) の紹介でアメリカに移住し、アメリカの分離独立の大義を高らかに謳ったパンフレット『コモン・センス (Common Sense)』(1776年)の成功によって名を揚げた。鉄橋の建設資金を求めて1787年にヨーロッパに戻るが、バークに支援を求めたことがきっかけで、2人は親しい間柄となった。しかし、バークのフランス革命批判を知ったペインは、それを正面から反駁する『人間の権利』を発表し、バークと袂を分かった。本書もまた大きな成功を収めたが、その主張の急進性ゆえ、ペインは国外追放処分を受けた。フランスで市民権を得て、国民公会議員に選出されたが、ルイ16世 (Louis XVI, 1754-93, 在位 1774-92) の処刑に反対したことなどを理由に除名・逮捕・投獄された。

3) この時期の代表的著作『現在の不満の原因 (Thoughts on the Causes of the Present Discontents)』(1770年)において、バークは「政党 (party)」を公共の利益のための集団と規定し、否定的に評価されることが常であった「党派 (faction)」と峻別した。対照的にヒューム (David Hume, 1711-76) は、否定的な「党派 (政党)」観を受けいれつつ、党派対立の存在を不可避とし、しかも、それに一定の積極的意義を見出して、破壊的なそれを温和化するような政治機構論の政治学の樹立を目指した (犬塚 [2004] 64-7, 127-9 ページ)。

4) 本稿では「イギリス」という語が「イングランド」と「連合王国 (ブリテン)」の両方の意味で用いられているが、厳密には両者は区別されるべきである。イングランドとスコットランドの合邦による「連合王国」の成立は1707年なので、それ以前の「イギリス」は「イングランド」を意味する。「イギリス人の権利」についても、それが1707年以前からの史的連続性を前提とする概念であるかぎり、その「イギリス」は「イングランド」を意味する。

1794年に釈放され、1802年にアメリカに帰国したが、不遇のうちに没した。

アメリカ独立革命の時代、まだ両者の思想的対立は表面化していなかった。ペインはバークをイギリス議会におけるアメリカ植民地側の主張の熱心な理解者であると信じていたし、バークのほうもペインを「偉大なアメリカ人」として厚く遇した。しかし、フランス革命の勃発とともに、その賛否をめぐる両者の対立は表面化するに至った。とりわけ、ペインの名著の表題でもある「人間の権利」をめぐる見解の相違は、両者間の亀裂を決定的なまでに深めた。

以下、第1章ではバークのフランス革命論と権利論を、第2章ではペインのフランス革命論と権利論を、貧困問題との関係を強く意識しながら考察する。第1・2章の考察を通じて、両者の議論の経済思想史・共和主義思想史上の意味が明らかにされるであろう。第3章では、第1・2章の考察を踏まえつつ、この論争の今日的意義をできるだけ幅広い視野から展望することにした。

第1章 バークのフランス革命批判と「イギリス人の権利」

第1節 『フランス革命の省察』の成立背景

フランス革命が勃発した1789年(7月14日バスティーユ牢獄襲撃)は、イギリスにとって、名誉革命の100周年を記念する年でもあった。名誉革命とは、カトリックを擁護した国王ジェームズ2世(James II, 1633-1701, 在位1685-88)が王位から追放され、新教徒で反カトリックの娘メアリ(Mary II, 1662-94, 在位1689-94)とその夫オレンジ公ウィリアム(William III, 1650-1702, 在位1689-1702)が共同統治の新国王として招聘された無血革命のことである。その名誉革命を記念して各地で結成された革命協会の代表的存在であるロンドン革命協会において、同年11月4日、非国教徒であるユニテリアン派の牧師リチャード・プライス(Richard Price, 1723-91)は『祖国愛について(A Discourse on the Love of our Country)』と題する説教を行った。彼は、「理性」「良心」「自由」「人間の権利」の名において、名誉革命の原理を継承・発展させるものとしてのフランス革命を公然と賛美した。

プライスによれば、名誉革命は以下の3つの原理に基礎を置く。第1に宗教問題における良心の自由の権利、第2に権力濫用に抵抗する権利、第3に私たち自身の統治者たちを選び、失政ゆえに彼らを追放し、私たち自身のために政府を樹立する権利である。しかし、非国教徒が中央・地方の公職に就くことを禁じる審査法・自治体法、制限選挙と腐敗選挙区に象徴される不平等な選挙制度の残存から明らかなように、それらはなお完全には実現されていな

い。名誉革命の成果に満足することなく、その不完全さを自覚して革命の欠陥を改善していくことこそが、祖国への愛を具体的に表現していることになるのである。

〔名誉〕革命は偉大な仕事であったが、決して完全な仕事ではなかった…。そのとき獲得された寛容は不完全であった。…この革命が私たちの国制 (constitution) に残した不完全な状態の最も重要な事例は、私たちの代議制度の不平等である⁵⁾。

私は今まで生きてこられたことに感謝する。…私は人間の権利が昔よりよく理解されるところを見ることができた。…3千万の人々が〔フランスで〕憤り、断固として隷従を拒み、抑えられない声で自由を求めるところを見ることができた。彼らの王を意気揚々と連行し、専制君主がその臣民に屈服するのを見ることができた。私は1つの革命〔=名誉革命〕の利益に与^{あずか}つてのち、ともに名誉な2つの革命〔=アメリカ独立革命とフランス革命〕の目撃者となることができた。そして今や、自由への熱意が燃え移り広がっているように見える。人間界における全般的な改善が始まりつつある。国王の支配は法の支配に変わり、聖職者の支配は理性と良心の支配に道を譲りつつある⁶⁾。

この説教はフランス人権宣言 (正式名称は「人間と市民の権利の宣言」) を付してただちに印刷出版された。バークの『フランス革命の省察』は元来、このプライスの説教への反発として書かれたものであり、最初の6日間だけで7000部 (2年間で3万部) を売り上げるという好評を博した⁷⁾。

第2節 歴史的権利としての「イギリス人の権利」

プライスはフランス革命を名誉革命の延長線上で解釈し、名誉革命を支持するならばフランス革命も当然支持すべきと考えたが、バークは歴史への訴えによって両者の切断を企てる⁸⁾。バークによれば、名誉革命は過去との連続性を断ち切ってまったく新しい国制を創っ

5) Price [1991 (1789)] pp.190-2 / 訳 49-53 ページ。以下、すべての引用文において、() は原著者、[] は中澤による挿入である。

6) Price [1991 (1789)] p.195 / 訳 63-4 ページ。

7) 当時の書籍市場の規模は人気作家ウォルター・スコット (Walter Scott, 1771-1832) の小説でも1万部程度であった。香内 [1991] 119 ページを参照。

8) 中澤 [2009] 第4章は、バークの時間認識を、その「革命」概念に着目しつつ、ペインとの異同に触れながら明らかにしている。

たのではなく、「古来の国制 (ancient constitution)」⁹⁾ を再建・復興したにすぎない。彼は名誉革命の原理を次のように確認する。

〔名誉〕革命が行われたのは、わが国古来の疑うべからざる法と自由を維持するためであり、また私たちにとっては法と自由に対する唯一の保証である、あの統治に関する古来の国制を維持するためであった。…あの革命の時期において私たちは、自分たちが所有するものすべてを先祖伝来の遺産として導き出したいと欲したが、その願いは今もいささかも変わっていない。…これまで私たちの行ってきたすべての改革は、昔日に照らすという原理の上に立っている¹⁰⁾。

メアリとウィリアムの即位は、非歴史的で抽象的な人間の権利に基づいてなされたわけではなく、古来の世襲王政の原則が極度の緊急事態のなかでやむをえず微修正されたにすぎない。革命直後に制定・発布された「権利章典」も、その正式名称（「臣民の権利および自由を宣言し、王位継承を確定するための法令」）が示すように、歴史的に獲得・継承されてきた臣民の権利（身分的特権）を王権による篡奪から取り戻し、その権利を再確認した文書である。「王位継承を確定するための法令」と一対をなす関係上、「臣民の権利および自由」に統治者選定権が含まれるわけがない。パークは、イギリス憲法の3大法典と言われる「マグナ・カルタ」（1215年）や「権利の請願」（1628年）も同様の性格の文書であることを力説することによって、プライスの主張を史実に基づかない思弁的仮説として退ける。抽象的原理に立った「人間の権利」など存在しない¹¹⁾。

9) 「党派（政党）」（注3を参照）ばかりでなく「古来の国制」をめぐるでも、パークとヒュームの議論は鋭い対立を示す。ヒュームは、神授権理論、契約理論ばかりでなく、伝統的な「古来の国制」論も退けた。「デイヴィッド・ヒュームは、名誉革命が初めてブリテンに自由をしっかりと打ち立てたという議論を承認した」（Dickinson [1977] p.141 / 訳142ページ）。「ボリングブルックに典型的に見られるように、古来の国制論はチューダー王政を混合政体として理解し、なかでもエリザベスの治世に混合政体たる古来の国制の完成を見出していた。これに対してヒュームは、チューダー王政は絶対君主政であったと解釈したうえで、さらにこれこそがイングランドの「古来の国制」であったとして、「古来の国制」概念の意味内容自体の転換を行う。エリザベスの治世に絶頂に達したものとするとするならば、それは混合政体ではなく、絶対君主政であったというのである。エリザベスの治世こそ絶対君主政たる「古来の国制」の典型なのである」（犬塚 [2004] 185-6ページ）。

10) Burke [1986 (1790)] p.117 / 訳40-1ページ。

11) たいへん興味深いことに、哲学者バートランド・ラッセル (Bertrand Russell, 1872-1970) の人権観はパークの立場にきわめて近いように見える。「人権 (the Right of Man) という極度に個人主義的な理論は、理論的には全く偽りであり、論理的に突き詰めれば社会生活の一切の可能性を破壊してしまう」（Russell [1965 (1896)] p.166 / 訳162ページ）。両者の知的影響関係については今後の検討課題としたい。

権利の請願と呼ばれるチャールズ1世治世第3年の高名な法律のなかで、議会は、王に対して…自らの諸特権を、抽象的原理に基づく「人間の権利として」ではなくイギリス人の権利として、また彼らの祖先より引き継いだ相続財産として要求した。この権利請願を起草した…深い学識ある人々は…、この実定的で記録にもある世襲という資格のほうを採り、およそ人間にとっても市民にとっても高価につくかもしれない権利——自分たちの確実な遺産を各種の荒々しい粗暴で争訟好きな精神による争奪で四散しかねない、あの胡散臭い^{うさん}思弁的な権利——のほうはすべて採らなかった¹²⁾。

バークは、イギリス国制のなかに史的連続性を見て取り、明文化されていないけれども歴史のなかで生まれ保存されてきた、専制的な統治を拒否する臣民の自由こそが「真の人間の権利」と呼ばれるに値する、と考える¹³⁾。そのリストに、王・貴族・庶民の連合した立法府、議会による王権の制約、所有の安定、所有に基づく選挙権、恣意的な拘束からの自由などは含まれても、プライスが主張するような非歴史的で抽象的な人間の権利——統治権力への積極的参加を意味する自由——は含まれない。抽象的な原理に基づいてまったく新しい国制を打ち立てようと試みることがいかに深刻な混乱をもたらすかは、フランスの現状から明白である。先人の作り上げてきた歴史的伝統の尊重こそが政治社会の秩序と安定の基礎である。なぜなら、そうした伝統は幾世代にもわたる多くの人間の知恵と経験が沈殿し結晶したものであり、1個人や1世代の限られた知性を凌駕しているからである。こうしてバークはいわば、思弁の産物である「人間の権利」よりも、特定の政治的共同体の成員が享受する権利であり義務であるシティズンシップ¹⁴⁾のほうに価値を見出すのである。

だからといって、バークは一切の変化を拒む頑迷な保守反動を唱えているのではない。彼が反対するのはフランス革命のような急進的で暴力的な変革・刷新である。無能力ではないが不完全性を免れない人間が致命的な誤りを犯さないためには、伝統の知恵を借りながら漸進的な改革を行うより以外に方法がないというのが、人間と社会の進歩に関する彼の基本的

12) Burke [1986 (1790)] p.118 / 訳 42 ページ。傍点は原文イタリック。

13) Burke [1986 (1790)] p.149 / 訳 75 ページ。

14) Marshall & Bottomore [1992]、蓮見 [2008] を参照。齋藤 [2008] によれば、「シティズンシップ（市民権）」とは「一般に、市民が享受しうる諸権利ないしそうした諸権利をもちうる法的な地位を指す。具体的には、信教・良心・思想の自由、言論・出版の自由、私的所有や経済活動の自由などの自由権、広義には、それに、選挙権・被選挙権を核心とする参政権、社会保障を請求する社会権が含まれる。マーシャル Thomas Humphrey Marshall は、近代における市民権の進展を、18世紀の「市民的（civil）」市民権、19世紀の「政治的（political）市民権、20世紀の「社会的（social）」市民権と発展段階的に整理した。これに21世紀の「文化的（cultural）」市民権を付け加える論者もいる。従来、市民権は国民の権利と等置されてきたが、定住外国人など国籍をもたない市民にも市民権、とりわけ政治的市民権をさらに拡張していくかどうか重要な争点となっている」。

見解である¹⁵⁾。

私は変更をまったく排除しようと思わないが、たとえ変更を加えるとしても、それは保守するためでなければならない。大きな苦痛に接するまでは救治策を講じるべきではない。それを実際に行う場合にも、私は私たちの祖先の先例に従いたい。補修を加える場合にも、可能なかぎり旧来の建物に似せて行いたい。思慮深い注意、慎重な配慮、気質的というよりは道徳的な小心さが、私たちの祖先たちの最も断固たる行動の指導原理のなかに含まれていた。彼らは…人間とは無知で誤りやすいものであるという強い印象のもとに行動した¹⁶⁾。

第3節 「時効」の思想¹⁷⁾

上に『省察』の骨子を示したが、その主張の核心をなすのは「時効 (prescription)」の思想である。日本語の「時効」は時間の経過によって効力を失うという意味合いが強いのに対して、バークは、長期間継続してきた事実状態が価値や正当性の根拠となりうる、という逆の意味合いでそれを使用している。もともとは世襲財産権を基礎づける物権法上の用語だが、彼はその適用を統治権力や政治的諸制度にまで広げて、それらに権威や正当性を与えるのは歴史の風雪に耐えてきたという事実だと主張する。「時効」に基づかない権利義務関係など存在しない。それにもかかわらず、「ようやく1年の時効をもつにすぎない」フランス国民議会は、教会の世襲財産を強制的に没収することによって、時効の教説に公然と抗っている¹⁸⁾。これは決して許すことのできない犯罪である。バークのフランス革命批判の核心には、「時効」の思想に基づく以上のような認識がある。それゆえ、フランス人権宣言が掲げる「生まれながらのものであり時効によって消滅することのない人間の権利」(第2条)も、彼の立場とは相容れない。実は、この「時効」の思想は、同時代の急進主義者の思想をバークが保守的に改変したものである。

一般的に言って、18世紀後半イギリスの急進主義者は、社会が抱えるさまざまな問題の根本原因を議会の弱体化(国王への従属)に求め、これらを議会改革(選挙権拡大)運動の推進によって解決しようとした。彼らが依拠していた思想的伝統は大きく2つに分けられる。

15) 保守反動と保守(漸進)的改革とを概念のレベルで峻別することの重要性については、中澤 [2010] を参照されたい。また、バークの「伝統」概念の思想史上の特質については、犬塚 [2012] 212-6 ページを参照されたい。

16) Burke [1986 (1790)] pp.375-6 / 訳 313 ページ。

17) 本節は浜林 [1999]、Dickinson [1977] に基づく。

18) Burke [1986 (1790)] p.276 / 訳 209 ページ。

1つは、理性や良心といった抽象的・哲学的根拠への訴えかけに重きを置く、自然権理論および社会契約理論の伝統——ジョン・ロック (John Locke, 1632-1704) がその代表的な思想家——である¹⁹⁾。この伝統によれば、神はあらゆる人を自由で平等に造った。人は誰でも生まれながらに生命・自由・財産への不可譲な権利 (自然権) を有するが、統治権力の存在しない自然状態ではそれらの享受は不確実である。理性的存在である人間は、自然権の享受を確実なものにするために、相互の同意である社会契約を結び、統治権力 (政府) を樹立する。これによって自然状態から政治社会へと移行する。統治権力は人民の信託に基づく権力であるから、政府が設立目的に反する事態を引き起こす場合 (信託違反) には、人民は契約を破棄して新しい政府を作ってもかまわない (抵抗権)。プライスの主張もこの伝統のなかにあると言える。

もう1つは、歴史 (というよりは伝説・神話) への訴えに重きを置く、古来の国制理論およびコモン・ロー²⁰⁾ 理論の伝統である。この伝統は (制定法と対比される) 判例法、文字に書かれずに伝承された慣習的取り決め (およびそれらが保障する権利) を重視する。アングロ=サクソン時代のイギリス人は自由で平等な市民として生活していた。主権は人民のもとにあり、国王は人民の利益を尊重する善良な統治を行ってきた (名君としてアルフレッド大王 (Alfred the Great, 849-899, 在位 871-899) の名がしばしば言及される)。人民の財産は恣意的な課税を免れていた。しかし、ノルマン人の征服 (1066年) とともに、自由で平等な社会は失われ、専制的支配が持ち込まれた (いわゆる「ノルマンの軛」²¹⁾)。人民は失われ

19) 注3および注9で指摘したように、「党派 (政党)」や「古来の国制」をめぐるバークとヒュームの議論には対立関係のほうが目立つが、「時効」への信頼をめぐっては、両者の議論はむしろ接近を示す。「契約理論を解体しようとするヒュームの試みと、服従を命令する時効的権利に既成の統治を基礎づけようとするヒュームの努力は、ロックと名誉革命の教義とのあまりにも明白な断絶を表現していたため、1740年代においてヒュームの見解は与党ウィッグの十分な支持を勝ち取ることができなかった。しかし、1760年代までに、彼の見解はスコットランド学派の主要な理論家に影響力を与え始め…契約理論に対する攻撃および時効への信頼がともに18世紀後半に増大した」(Dickinson [1977] pp.138-9 / 訳139ページ)。

20) 戒能 [2007] を参照。ポーコック (Pocock [1989 (1960)] ch. 6) は、バークの思想がコモン・ローの思想的伝統の系譜上に位置することを明らかにしたけれども、筆者 (中澤 [2009] 第5章) は、それが共和主義思想の徳 (統治者の資質) 論 (⇔政治機構論) 的系譜上にも位置することを明らかにしている。「政治機構論の政治学」と「徳の政治学」という共和主義思想の2つの系譜については、本稿第2章第1節で改めて論じる。

21) Hill [1958]、小関 [2000] 25-6ページを参照。「アングロ・サクソン時代のイギリス人は自由で平等な市民として生活していた」とするこの歴史的な神話は、19世紀後半に急速に浸透してきたいわゆる人種的アングロ・サクソニズムと結びつきながら、イギリスというコミュニティへの義務を負ったシティズンとして描き出されることになった。公的な諸問題への関与は、アングロ・サクソン時代の分権的な社会組織が培った自由への愛というイングランド人の資質によって根拠づけられた。この意味で、イングランド人として「イギリスのシティズン」である者とスコットランド人として「イギリス

た自由を忘れず、それをとり戻そうと専制的支配に絶えず戦いを挑み、ときには「マグナ・カルタ」のような譲歩を引き出すことにも成功したが、名誉革命によってもその自由は完全に回復されていない。したがって、議会改革運動はイギリス社会を本来の姿へと復帰させるための闘争の一環である。この思想的伝統は社会契約理論の伝統よりも大きな影響力を保持した。なぜなら、有徳な過去に照らして腐敗した現在を批判する手法は、人々の心にアピールしやすかったからである。加えて、この思想的伝統は、君主制の歪みや逸脱を矯正することは目指しても、君主制そのものの廃止までは主張しなかったという点で、思想的急進性の度合も低かった。

パークは、この後者の思想的伝統を保守的に改変した。彼は急進派が一方で世襲制を主張しながら他方で世襲制を否定する自己矛盾に陥っていることに着目し、イギリス臣民の自由は過去から伝達された世襲財産であるという考え方を逆用して、世襲制の原則そのものを強化した。彼がこのような改変を行うことができたのには理由がある。彼自身がかつて古来の国制論に基づく急進的な主張にかなりの共感を覚えていたからである。アメリカ独立革命期の著作である『植民地との和解決議の提案についての演説 (*Speech on Moving His Resolutions for Conciliation with the Colonies*)』(1775年)では、アメリカ植民地人が(抽象的でなく具体的な)自由の熱烈な使徒であること、それは彼らがイギリス人の末裔であるからで、それゆえに恣意的な課税を嫌悪する性向を引き継いでいることが、共感とともに力説されている。

第4節 自由放任と国教会制度²²⁾

1790年代のイギリスは革命と飢饉の二重の恐怖の時代であった。対仏戦争開始(1793年)以降、穀物価格が輸入の困難から急騰し、凶作も重なったため、生活に窮した貧民が直接行動(穀倉の打ち壊し)に訴える例²³⁾が激増した。社会的不安と博愛主義が1795年以来、スピーナムランド制度として知られる新しい救貧制度を、イギリス南部を中心に普及させた²⁴⁾。これは生活費以下の賃金しか得られず困窮していた労働者を対象に、家族の人数とパ

のシティズン」である者との間には、ある種の亀裂が走っていた。この神話はすぐれてイングランド的な神話であった。

22) 本節は中澤 [2009] 第2章に基づく。

23) エドワード・トムスン(Thompson [1993 (1991)] ch. 4) は、貧民たちが無秩序な暴徒ではなく、慣習的権利に基づく秩序だった行動を遂行していたことを明らかにした。近藤 [1993] も参照されたい。

24) スピーナムランド制度それ自体は地方決議に基づくローカルなものにすぎないことに注意せよ。これを国政レベルで法的に追認しようとしたのが、96年2月に首相ピット(William Pitt, Pitt the Younger,

ンの価格に応じて決定される賃金補助金を支払う公的救済制度であった。しかし、救貧費が教区ごとに集められた救貧税から支払われたため、貧民の多いところほど地主や農業経営者の負担が重く、貧民のほうも労働意欲の有無にかかわらず救済の対象とされたため、彼らの労働意欲は減退せざるをえなかった。つまり、それは善良な意図で導入されたにもかかわらず、結果的には悪影響のほうが大きかった。

バークは、これが国家の政策として採用されることを恐れ、『穀物不足における思索と詳論 (*Thoughts and Details on Scarcity*)』(1795年)と題するパンフレットを著した。その基本的な主張は、あたかもアダム・スミス (Adam Smith, 1723-90) を髣髴^{ほうふつ}とさせる経済活動の自由放任^{レッセ・フェーネル}であり、スピーナムランド制度のような大規模な公的救済を断固として否定し、労働市場への不介入を唱えるものであった²⁵⁾。だからといって、貧乏人が飢えて死ぬのは仕方がないといった冷笑的な態度を彼がとったわけではない。

もし労働者の賃金率が彼の必要生活資料〔を賄うの〕にはるかに足りなくなり、時代の困難が現実^レに飢餓を引き起こしそうなほど大きいときには、どうすればよいのか。…その場合の私の意見はこうである。ある人が、商業の諸規則や正義の諸原理にしたがっては何物をも要求できないというようなことが生じたときにはいつでも、彼はその部門の外に出て慈悲の管轄内に入る。その領域内では為政者のなすべきことは何もない。為政者の干渉は所有権の侵害であるが、所有権の保護こそ彼の職務である。まったく疑う余地なく、貧民に対する慈善は、全キリスト教徒に負わされた直接の不可避の義務である²⁶⁾。

ここでバークが所有から排除された貧者への慈善を「全キリスト教徒に負わされた直接の不可避の義務」と記していることに注意する必要がある。慈善を個人の自発性に委ねるだけでは実行の不確実さが避けられないことを彼は自覚している。市場での交換活動の活性化は、「商業の諸規則」や「正義の諸原理」——端的に言えば所有権——の尊重を育んでくれても、そこから貧者への慈愛心は自生しない。換言すれば、慈善は正義の「外部」にあって(カントの不完全義務)、政府はそれを人民に強制できない。しかし、もし貧者への慈愛心を衰退するままにしておけば、「宗教こそ文明社会の基礎であり、すべての善、すべての慰めの源泉」と考える彼にとって、それは文明社会の危機を意味する。それゆえ彼は、救貧問題において

1759-1806) が議会に提出した救貧法改革案である。中澤 [2009] 第6章を参照。

25) 筆者はバーク思想における『不足論』の重要性を決して否定しないが、それをバークの経済論の主著と見なす立場(通説的立場)には反対する。その理由については、中澤 [2009] 第9章、Nakazawa [2010] を参照されたい。

26) Burke [1999 (1795)] pp.202-3 / 訳 255 ページ。

政府はひたすら傍観者たるべきである、とは考えない。むしろ、教会をはじめとする中間団体、個人と国家との媒介的集団の保護・育成を、政府の重要な任務と考える²⁷⁾。

国家は、国家もしくは国家の創造物にかかわるもの——宗教の外面的制度、行政機関、収入、陸海軍力、職業団体への許認可——にのみ関心をもつべきである。要するに、正真正銘公共的なすべてのもの——公共の平和、公共の安全、公共の秩序、公共の繁栄——にのみ関心をもつべきである²⁸⁾。

パークの自由放任は、無政府主義とは無縁なことはもちろん、市場万能論を主張するのではない。むしろ、市場メカニズムの十全な開花のために、その必要不可欠な補完物である中間組織の保護・育成を政府は積極的に担わねばならない。パークが『省察』で国教会制度の重要性を唱え、フランス革命政府による教会財産の没収を許すべからざる犯罪として描いた理由も、以上のような彼の経済思想との関連において理解されるべきであろう。

第2章 ペインのフランス革命擁護と「人間の権利」

第1節 『人間の権利』の成立背景

『フランス革命の省察』の反響は出版直後から非常に大きかった。ウルストンクラフト (Mary Wollstonecraft, 1759-97) 『人間の権利の擁護 (*Vindication of the Rights of Men*)』(1790年) を筆頭に、マコーリ (Catherine Macaulay, 1731-91) 『フランス革命の省察についての所見 (*Observations on the Reflections of the Right Honourable Edmund Burke, on the Revolution in France*)』(1790年)、プリーストリ (Joseph Priestley, 1733-1804) 『パークへの手紙 (*Letters to the Right Honourable Edmund Burke, occasioned by his Reflections on the Revolution in France*)』(1791年)、クリステイ (Thomas Christie, 1761-96) 『フランス革命についての手紙 (*Letters on the Revolution in France*)』(1791年)、マッキントッシュ (James Mackintosh, 1765-1832) 『ガリアの擁護 (*Vindiciae Gallicae*)』(1791年)、ゴドウィン (William Godwin, 1756-1836) 『政治的正義 (*An Enquiry concerning Political Justice*,

27) マーガレット・サッチャー (Margaret Thatcher, 1925-) の保守主義が前提とする社会モデルは、国家と個人(家族)との間にマーケットの存在しか認めておらず、「中間団体」の概念を欠いている(斎藤 [1997] 196, 214ページ) 点において、パークのそれとは根本的に異質であるように思われる。

28) Burke [1999 (1795)] p.211 / 訳 268-9 ページ。

and its influence on General Virtue and Happiness)』(1793年)など、バークに反対する著作やパンフレットが続々と登場した(いわゆる「イギリスにおけるフランス革命」論争²⁹⁾)。反響が大きかった理由の1つとして、バークがアメリカ独立革命において植民地側の主張に理解を示したため、多くの同時代人がバークにフランス革命への共感を期待していたことが指摘できる。ペインもそうした期待を抱いていた1人であった。しかし、『省察』の内容はペインを憤慨させ、ただちに反論の筆を執らせるに至った。アメリカ革命では(根拠は違うものの)同調することが多く、やがて親しい間柄となった2人は、ここに至って真っ向から対立することになった。

職人出身のペインの簡潔で力強い文体は、労働者を含む広範囲の読者の心をつかんだ。『人間の権利』第1部(1790年)の売れ行きは『省察』をはるかに上回った。危機感を募らせたバークはペインへの反批判を部分的に意図して『新ウィッグから旧ウィッグへの訴え(*An Appeal from the New to the Old Whigs*)』(1791年)を著したが、その『訴え』が再度ペインを駆り立てて『人間の権利』第2部(1791年)の執筆へと向かわせた。『人間の権利』は1793年までに1部・2部合わせて20万部を売り上げる、当時としては驚異的なベストセラーを記録した³⁰⁾。

『人間の権利』両部を貫く主題は、時論的には、バークのフランス革命批判を再批判することによって、フランス革命を擁護し、名誉革命を——ひいてはイギリスの国制それ自体をも——批判することであり、理論的には、(君主制および貴族制の名で知られる)世襲による統治の不当性を告発し、(共和制の名で知られる)国民主権・代議制・普通選挙制に基づく統治の正当性を説くことにある。ただ、第1部と第2部とでは議論のニュアンスに若干の差異が見られ、第1部ではバークと世襲制を批判することに力点が置かれているのに対して、第2部では共和制の理論と実際に力点が置かれ、その第5章で(今日で言うところの)福祉国家的な施策が構想されている。『人間の権利』は、内容の急進性と獲得した読者の広範さにおいて、同時代の他のどの著作と比べても群を抜いており、その第2部がイギリスにおける革命の必要性を公然と主張していると思なされたこともあって、ほどなく政府によって発禁処分となった。

ここで、その内容が決して自明であるとは言えない「共和制(republic; republicanism)」という言葉——ペインは自らが擁護に努める統治のあり方をそう呼んでいる——について、若干の思想史的概観を行っておくことが適切であるだろう。“republic”とは、ラテン語の“res-publica(公的な事物)”が英語化されたもので、“res-privata(私的な事物)”の対義語

29) 中澤 [2009] 第1章を参照。

30) 香内 [1991] 117-8 ページを参照。

であった。つまり、共和制とはもともと特定の統治の形態を意味するものではなく、「政府は公共の利益のために設立され、運営されねばならない」（そのためには、市民の政治参加を通じた公民的徳の涵養と、立憲主義的な政治機構の整備が必要である）という統治の理念を指し示す言葉であった。したがって、法によってその権力を制限された君主制が自らを共和制と称したのは、共和制の本来の語義に照らせば、決して奇異ではない。しかし、「ある一国が…その国民のレス・プブリカ、つまり、公の仕事を処理してゆくのは、いったいどのような統治形態が最良であるか」³¹⁾ というペインの問いは、彼自身に代表されるように、それは君主制でも貴族制でもなく民主制（代議制）であるとの返答を生み出し、近代において共和制は特定の統治形態も含意するようになった。以来、現代に近づくほど、共和主義という言葉は、「君主制に批判的な思想」という形式的な意味で用いられることが多くなっていく。このようなわけで、歴史上「共和主義」と呼ばれてきたものと今日私たちが「共和主義」という言葉でイメージするものとの間にずれが存在するようになったのだ。

たしかにペインは君主制に批判的な思想家であった。この意味でペインを共和主義者と呼ぶことは間違いでない。しかし、「ペインは共和主義者である」という陳述にはそれ以上の意味が含まれることに、私たちは注意しなければならない。福田有広は、共和主義思想の系譜として「政治機構論の政治学」と「徳の政治学」の2つの系譜があることを指摘しつつ、マキャヴェッリ（Niccolò Machiavelli, 1469-1527）とハリントン（James Harrington, 1611-77）に共通する思考様式の系譜としての「政治機構論の政治学」をもって、共和主義思想の特徴と考えることを提案しているが³²⁾、本稿ではこの福田の提案を積極的に受けとめ、先の2つに「君主制批判」を加えた3つの系譜を、共和主義思想を構成する思想的系譜として理解したい³³⁾。このような理解に基づくならば、「ペインは共和主義者である」という陳述は、「公共の利益を可能にするような政治機構およびそれを支える市民の公民的徳について、ペインはどのような見解を抱いていたのか？」という問いを必然的に誘発する。項を変えて議論を続けよう。

31) Paine [1987 (1791-2)] p.280 / 訳 236-7 ページ。橋本 [1968] (上) 78-81 ページも参照されたい。

32) 福田 [1998] は、共和主義思想の系譜としての政治機構論の政治学と徳の政治学の2つの系譜があることを認めているけれども、福田 [2002] は、マキャヴェッリとハリントンに共通する思考様式の系譜としての政治機構論の政治学をもって、共和主義思想の特徴と考えることを提案しており、議論の力点が微妙に異なる。犬塚元は、福田の共和主義理解を基本的に継承しながら、ヒュームの政治思想を「徳の政治学」ではなく「政治機構論の政治学」の伝統上に位置づける（注3を参照）。

33) Van Gelderen and Skinner (eds.) [2002] のvol. 1は、'The Rejection of Monarchy' 'The Republican Citizen' 'The Republican Constitution' と題された3部から構成されているが、「君主制批判」「徳の政治学」「政治機構論の政治学」という3系譜と概ね対応しており、たいへん興味深い。

第2節 自然権としての「人間の権利」

ペインにとって、すべての世襲的な称号や名誉は、人間の自然的平等性を隠蔽するために権力者が作り出した「詐欺」「欺瞞」にほかならない。喫緊の課題となっている人民大衆の貧窮についても、その主たる原因は高くつく政府（過重で不平等な課税）にあり、さらに深く原因を探るならば、本質的に浪費的で好戦的な君主制（特に世襲的君主制）にたどり着く。

君主制と呼ばれるものが、私にとっては常に愚かしい、軽蔑に値するもののように思えることだけは確かである。たとえて言うてみれば、それは普段はカーテンの後ろに隠されている何ものかなのであって、それをめぐってたえず盛んに騒ぎたて、一見厳粛な、何かすばらしい雰囲気包まれている。ところが、たまたま何かの拍子にカーテンが開かれて、その何ものかの正体が暴露されると、それを見てとった一座の連中は、思わずどっと吹き出さないではいられないのだ。…君主制が完全に詐欺であり、金銭を手に入れようとする単なる宮廷の術策にすぎないことは、君主制なるものをありとあらゆる面から眺めてみて明らかである（少なくとも私にとっては）。代議制による合理的な統治制度の場合には、こうした欺瞞が許容されているような、莫大な額にのぼる経費の明細書を作ることは不可能であろう。政府なるものは、それ自体ではそれほど金のかかる制度ではない³⁴⁾。

濫費の口実として役立つ戦争をたえず探し求めている宮廷の陰謀に、なぜ人民は気づかないのか。それは、人民が自分たちの利益をはっきりと自覚していないからである。しかし、人間なら誰にでも生まれながらに与えられている理性の光に照らせば、自分の正しい利害関心に目覚め、世襲制の「詐欺」「欺瞞」に気づくことができる。世襲制の本質は死人による生者への支配である。このような馬鹿げた事態は認められるわけがない。ペインは現世代中心主義とも言うべき次のような主張を展開した。

いかなる議会であっても、いかなる種類の集まりであっても、いかなる世代の人々であっても、これまでのいかなる国においても、後の世代の人々を「時の終わり」に至るまで拘束し、支配するような権利や権力、この世界をどのように統治すべきか、誰が統治すべきかを永久に命令するような権利や権力を所有していたことはない。これからも決して所有することは

34) Paine [1987 (1791-2)] pp.283-4 / 訳241-3ページ。Cf. 「これについてフランク・ボームはこの洞察を子供たちのために芝居にしてみせて、この芝居に『オズの魔法使い』というタイトルをつけて、不滅の名声を手にしたのだった」 (Hitchens [2006] p.92 / 訳142ページ)。

ありえないし、所有することはできない。だからこうした条文や法令や宣言は、その作成者たちが自ら実行する権限も、執行する権限ももたないものであり、どのように試みようとも無効で無力なものである。すべての時代の人々、そしてすべての世代の人々には、その前の時代や世代の人々と同じように、いかなる場合にも、その思う通りに振舞う自由がなければならぬ。墓の中からこの世を統治しようという虚栄心や思い上がりは、あらゆる専制のうちでも、最も滑稽なものだ。人間には人間を所有する権利はない。同様に、いつの時代の世代も、その後続く世代を所有する権利はない。1688年の、いや、他のいつの時代の議会にしても人々にしても、今日の人々を勝手に処分する権利、どのような形であれ、これを拘束したり支配したりする権利はもっていなかった。それは、今日の議会なり人々に、百年後、あるいは千年後に生きる人々を勝手に処分したり、拘束したり支配したりする権利がないのと同じである。…すでにこの世を去って行った人々と、いまだに訪れてきていない人々とは、互いに遠くかけ離れていて、人間の想像力 (mortal imagination) のおよぶかぎりの距離が両者を分け隔てているものだ。そうだとすると、両者の間に、いったいどのような義務が存在しうるのだろうか。…政府というものは生きている人々のものであって、死者のためのものではないのだから、政府に対して何らかの権利をもつのは、現に生きている人々だけに限られる³⁵⁾。

バークが急進派の議論を逆手にとって世襲制の原則そのものを強化したのとは対照的に、ペインは歴史に訴えることなく——正確に言えば、まったく訴えていないわけではなく、バークの手法をさらに逆手にとりながら——人間の自然的権利に訴えることによって、世襲制の原則そのものを全面否定する。バークは「人間の権利」を形而上学的な思弁・空想だと考えているようだが、それは誤りである。

バーク氏は、人間が何らかの権利をもっていることを否定するつもりなのだろうか。…人間の権利について、古代から引き出した先例を典拠にして判断を下す人々の犯す誤りは、それほど遠い過去に遡らない点にある。…もしどんどん遡り続けると、最後に望ましい結果がようやく得られる。人間が造物主の手によって造られた時点に到達するのである。ところで、その時点で人間はいったい何であったか。人間だったのである³⁶⁾。

35) Paine [1987 (1791-2)] pp.203-7 / 訳 24-31 ページ。傍点は原文イタリック。橋本 [1968] (上) 74 ページも参照されたい。

36) Paine [1987 (1791-2)] pp.214-5 / 訳 64-5 ページ。傍点は原文イタリック。

このようにしてペインは歴史から切り離された抽象的な人間の存在を浮かび上がらせる。この抽象的人間が人間という資格において（生存しているという理由で）有する権利が、自然権としての「人間の権利」である。その具体的中味については、フランス人権宣言をそのまま引用して「自由、財産、安全、圧制への抵抗」と述べられるか³⁷⁾、あるいは、やや曖昧に「すべての知的権利ないし精神のもつ権利があり、また他人のもつ自然権を侵害しないで、自分自身の慰めと幸福とを求めて個人として行動するすべての権利」と述べられる³⁸⁾。そして、「各々に至高の権利をもつ個々人自身が相互に契約を結んで政府を創設する」ことによって、自然状態では不安定であった自然権の享受を確実なものにする。すなわち、自然の権利は「市民の権利 (civil rights)」となる³⁹⁾。しかし、統治権力は本来、人間の自然的権利に由来する。政府が本来の設立目的である人民の「全般的幸福」を損なうならば、人民はこの政府を倒す権利をもつ⁴⁰⁾。造物主が人間を平等に造っている以上、万人が同等の能動的な政治的権利を有するのは当然である。したがって、正当な統治形態とは、普通選挙制に基づく代議政体としての共和制である⁴¹⁾。フランス革命はアメリカ革命と並んで以上のような共和制の統治原理を確立した歴史的イベントとして賞賛に値するが、欺瞞的な世襲制を温存した名誉革命は過大評価されている。両革命と比べれば無価値だと言ってよい。

ペインが世襲制国家を嫌悪するのは、彼独自の経済思想にも基づいている。先の引用にもあったように、ペインは世襲制と「金のかかる」浪費的な国家との必然的な結びつきを強調している。世襲制＝君主制政府は本質的に好戦的で、必然的に浪費的になる。

共和国が戦争に突入しないでいられるのは、その政府の性質が国民の利害関係とはまったく異なる別の利害関係を許さないからにはかならないのではないか⁴²⁾。

37) Paine [1987 (1791-2)] p.260 / 訳 186 ページ。

38) Paine [1987 (1791-2)] p.217 / 訳 70 ページ。

39) Paine [1987 (1791-2)] p.220 / 訳 73 ページ。傍点は原文イタリック。

40) Paine [1987 (1791-2)] p.307 / 訳 286 ページ。

41) 『人間の権利』は、フランス新憲法における選挙資格の緩和を好意的に評価しつつ、イギリスにおける選挙資格の厳しい制限を論難しているが、普通選挙制の必要性を明言しているわけではない。その直接的な言及は『統治の第一原理について (Dissertation on First Principles of Government)』（1795年）などで見られる。「代議制政府の真の唯一の基礎は権利の平等にある。各人は1票の権利をもっており、それ以上の権利はもっていない。金持ちだからといって、貧乏人から投票し、選出したり、選出されたりする権利を奪う権利は全然ない。それは貧乏人が金持ちにそんなことをする権利がないのと同様である。…代表に投票する権利は基本的権利である。これによって他の諸権利が守られる」（Paine [1987 (1795a)] pp.459-61）。

42) Paine [1987 (1791-2)] p.261 / 訳 188 ページ。

君主制政府はすべて好戦的である。戦争がその職業であり、掠奪と歳入がその目標である。このような政府が存続するかぎり、平和は絶対の保障をわずか1日さえ持たない⁴³⁾。

今こそイギリスはその統治制度を根本的に改めて、アメリカやフランスと手を結び、全ヨーロッパの改革を先導しなければならない。ペインはこう説くのである。ただ、諸悪の原因を人ではなく統治制度に求めたペインは、ルイ 16 世の処刑に反対し、それがフランス国民公会での孤立を招き、彼の除名・逮捕・投獄へとつながった。「公共の利益を可能にするような政治機構およびそれを支える市民の公民的徳について、ペインはどのような見解を抱いていたのか？」という先の問題に対する解答の一端が、こうしたペインの態度に見え隠れしている。項を変えて議論を続けよう。

第3節 生存権と福祉国家

『人間の権利』第2部第5章は、労働大衆の貧困と欠乏に対する建設的な提案を多く含んでいる。前項で触れたように、ペインは困窮の根本原因を浪費的で好戦的な世襲君主制（これには貴族制も含まれる）に求めている。イギリスが世襲制を廃止して、真の意味での共和制（国民主権、代議制、普通選挙制）を打ち立て、フランスやアメリカとの同盟によって軍事資源の共同出資がなされれば、これまで宮廷や戦争に費やされてきた巨額の費用が節約できる。さらに、再分配政策すなわち富者への累進課税によって、いっそう巨額の資金を調達できる⁴⁴⁾。このような税制改革を行えば、貧民の生活を悪化させる日用品への課税と中流層に大きな負担を強いる救貧税とをともに全廃しても、十分な余剰資金が得られる。この余剰資金を貧困問題の解決に活用すればよい。ペインは、貧困階級の児童への教育と老人への扶助について、次のような計画を示した。

各貧困家庭に対し、税金の免除として、また〔救貧税からの〕扶助金の代わりに、14歳未満の子ども1人につき、年4ポンドの金を余剰の税金のなかから支給すると同時に、そうした子どもたちの両親に命じて、わが子を学校に通わせて読み書きと簡単な算術を学ばせるようにさせる…。この方法を採用すれば、両親が貧しさから救われるだけでなく、若い世代からは無知が追放され、貧困者の数は、その能力が教育の助けを得て一段と大きくなるだろうから、

43) Paine [1987 (1791-2)] p.265 / 訳 209 ページ。

44) ペインは「『人間の権利』の第2部と『土地配分の正義 (Agrarian Justice)』を書くようになって、再分配の政治 (学) への支持を強調する立場に移行した」(Winch [1996] p.218)。

今後次第に少なくなっていくであろう。…50歳以後のある時期になって、自分で生計を立てていくのが難しく、他から援助してもらうことを、それも恩恵とか慈善としてではなく、権利としてそうしてもらうことを必要と感じる人々…のために特別の扶助がなされなければならない…。余剰の税金のなかから、この種の人々で50歳に達したすべての者に対して、60歳に達するまでは毎年6ポンドの額を、60歳以上は終身10ポンドずつを支給する。…この扶助は…慈善ではなく権利の性質をもつものである⁴⁵⁾。

上記以外に、貧困層におけるすべての出生と婚姻に対して20シリングの助成金が給付されること、郷里・身内から遠く離れて死んだ人々のために葬儀費用が支給されること、そして、ロンドンとウェストミンスターの両市では不慮の事情による貧困者に対して常に雇用が与えられることも提案されている。さらには、偶発的な事故に備えるための共済組合も提唱されている⁴⁶⁾。

このようなペインの救貧思想をバークのそれと比較してみよう。意外なことにバークのみならずペインも、アダム・スミスと同様に、政府の労働市場への不介入を主張している。

勤労者の賃金を統制し制限する法律がいくつか存在している。だが、立法者がその農地なり家屋なりを他に貸す自由をもっているように、勤労者の場合もなぜ賃金の取り決めを各自の自由に任せておかないのだろうか。勤労者のもつ財産は彼ら自身の労働だけである。そのわずかなものを、勤労者に与えられているそのわずかな自由を、果たして侵害していいものだろうか⁴⁷⁾。

また、ペインは私的所有権への暴力的な攻撃を断固として拒否した。この点もバークと同じである。ただ、ペインがバークと違うのは、第1に、「飢えない権利」である「生存権」を、

45) Paine [1987 (1791-2)] pp.335-7 / 訳337-40ページ。なお、アダム・スミスは初等(義務)教育のカリキュラムとして、ペインの主張する読み書きと算術に加えて、初歩的な幾何学および機械学と軍事教練を主張した。中澤 [2009] 214ページを参照。

46) こうしたペインの主張は、後年の『土地配分の正義』において、いっそう明確に主張されている。フィッツパトリックによれば、ペインは「有産者は無産者に対して援助する義務を負うと主張した。彼は国家基金の創設を説いたのであるが、それは、21歳に達したすべての男女には、15ポンドがこの基金から支払われ、50歳以上の10ポンドの年金を支払われるというものだった。要するに、無条件の一括払い手当金と市民年金を組み合わせたものを提唱したのである。この点で、ペインはBI [=ベーシック・インカム] と呼ばれるものと似たものを提案した最初の人物と考えることができる」(Fitzpatrick [1999] p.40 / 訳47-8ページ)。

47) Paine [1987 (1791-2)] p.349 / 訳364ページ。

正義の名のもとに正当化される（正義の「内部」にある）人間の自然的権利（カントの完全義務）として明確に認めたことであり⁴⁸⁾、第2に、国教会制度をはっきりと拒絶していることであり、第3に、富者は貧者を、青壮年世代は老年世代や若年世代を援助する義務を負っているとの確信から、その義務を統治制度（税制）のなかに反映させようとしたことであり、第4に、貧困問題の力点を救済から予防へと移し、偶然の出来事〔＝運命〕に翻弄されるのではなく、偶然を制御することによって、明るい未来を人間自らの手で創造しようとしたことである⁴⁹⁾。

歴史家ギャレス・ステッドマン・ジョーンズは、ペインのこのような構想を共和主義思想史の系譜上に位置づけ、「新しい形態の共和主義」の構成要素の一つとして、「生命に関する統計の収集と蓋然性の数学を合体させることによって、偶然や未来を制御できる確信」を指摘する⁵⁰⁾。実際、ポーコックによれば、「〈運命〉とは徳にかかわる問題である…。一方では、〈徳〉とは私たちが革新を行う力であるが、それは私たちの予想と統御を越えた一連の偶発事態を呼び起こし、あげくは私たちが〈運命〉の餌食とする。他方では、〈徳〉とは私たちに内在して〈運命〉と抗い、そこにある様式の秩序を、道徳的秩序の様式にさえなりうる秩序を課す力でもある」⁵¹⁾。そして、ポーコックが共和主義理論にとってきわめて重要な傾向として強調するのが、腐敗の概念が運命の概念に取って替えられてきたという思想史的事実である⁵²⁾。ポーコックの主張を踏まえるならば、ステッドマン・ジョーンズがペインの福祉国家構想を共和主義思想史の系譜上に位置づけたことの意味が、いっそうはっきりする。「運命」を制御する政治機構とは、(市民の)「腐敗」を防止するための政治機構なのである。ペインは政治機構と道徳の二者択一において前者を選択した（道徳を全く無視した）わけではなく、むしろ「優れた政治機構が公共精神を生み出す」という両立論を採用しているように思われる⁵³⁾。

48) ペイン自身、『土地配分の正義』において、はっきりとこう述べている。「私が論じてきたことは、慈善ではなく権利である。つまり博愛ではなく正義である。…〔ここに提案したような〕計画の原理は正義であって、慈善ではない。いかなる場合においても、慈善よりも万人に対して積極的に働きかける原理を持つことが必要である。正義に関しては、彼らが正義をなしうるかどうかは、孤立した個人の選択に任せられるべきではない」（Paine [1987 (1795b)] pp.482-3 / 訳168-9ページ、引用者の判断で訳文の一部を改変している）。

49) Cf. 「社会保障は世代を超えたすべての人のリスク管理＝世代間連帯であり、社会の最終的な安心への投資」（上野・辻元 [2009] 139ページ）。

50) Stedman Jones [2004] p.26を参照。奥田 [2006]、田中拓道 [2006]、坂本 [2011] も参照されたい。

51) Pocock [1975] pp.157-67 / 訳142-50ページ。

52) Pocock [1975] p.333 / 訳280ページ。

53) このようなペインの共和主義的な議論の特徴は、ヒュームのそれと比較する場合、いっそう明らかに理解されうる。犬塚元によれば、ヒュームも二者択一論でなく両立論を採用した。「ヒュームは、政治

いずれにせよ、ペインは、今日で言うところの「福祉国家」(あるいは「セーフティ・ネット」「ベーシック・インカム」)の構想を提示しているわけだが⁵⁴⁾、この構想を根底から支えているのが「生存権」の思想である。1789年のフランス人権宣言には、人間の基本的権利としての生存権はまだ定められておらず、93年憲法においてようやく「公的扶助は神聖な義務である。社会は、不幸な市民たちに対して仕事をさせることにより、または仕事をしえない状態にある人々に生存の手段を保障することによって、彼らの生活を保障する義務を負う」(第21条)と定められたが、結局この93年憲法は施行されなかった。生存権が憲法上の規定として認められるには、1919年のドイツ・ワイマール憲法まで待たなければならない。いち早く1791年の時点で、歴史的・慣習的権利としてではなく人間の基本的権利としての生存権を謳い、福祉国家の構想にまで進んでいたペインの先駆性・独創性は明らかであろう。

第3章 論争の現代的意義

第1節 社会的専制⁵⁵⁾

今日、ペインが希求してやまなかった共和政治としての民主主義は多くの国で現実のものとなっているが、それは教養を欠いた多数者が教養ある少数者を抑圧するという危険を本質的に含んでいる。統治権力が私人の自由や権利を侵害するのではなく、「強い私人」が「弱い私人」の自由・権利を侵害するという、いわゆる「社会的専制」の問題である。ペインはこの問題に無自覚であったと言える。彼にとって、政府は常に悪であるのに対して、社

機構論の政治学と道徳論的・習俗論的政治学という2つの伝統の対立こそを政治学史における主要な対立関係と理解したうえで、自らについては、このうちの前者の側の伝統の継承者とみなしたのである」(犬塚 [2004] 15ページ)。とはいえ「ヒュームは、政治機構と道徳の二者択一をなした結果として道徳を全く無視した、というわけではない…。彼は道徳論を政治機構論のなかに組みこんで〔=優れた政治機構が公共精神を生み出すとして〕議論を組み立てている」(犬塚 [2006] 213ページ)。しかし、ヒュームの党派対立を飼い慣らす政治機構の構想と比較する場合、さらには、肉体的生への配慮は本来的にはオイコス(経済)の問題であってポリス(政治)の問題ではないというアレント(Hannah Arendt, 1906-75)的な見地(Arendt [1990 (1963)])と比較する場合、ポリスの領域にオイコスの貧困問題をもちこむという犯罪(政治の忘却)を遂行していることになり、共和主義思想の伝統の歪曲者として否定的な評価しか与えられないかもしれない。

54) 「BI [=ベーシック・インカム] と類似したものが、記録の上で最も早い時期に言及されたものとして、トマス・ペインの研究をあげることができる。ペインは、『人間の権利』のなかで、1世紀半後に福祉国家と呼ばれるようになるものの萌芽を提唱した」(Fitzpatrick [1999] p.40 / 訳47ページ)。

55) 本節を執筆するにあたって、筆者の指導学生である宮林和弘さん(関西大学大学院経済学研究科前期博士課程在籍)との議論がたいへん参考になった。ここに記して感謝の意を表明したい。

会は常に善であった。バークは「豚のような大衆 (swinish multitude)」あるいは「大衆の暴政 (despotism of the multitude)」⁵⁶⁾という言葉によって問題の所在を暗示するにとどまった。参政権の拡大という新たな事態 (1832年 = 第1次選挙法改正、1867年 = 第2次選挙法改正) に直面するなかで、バークとペインとの論争では取り上げられなかったこの問題を自覚的に取り上げて、「多数者の圧制 (tyranny of majority)」がもたらす同調圧力から自由に個性を追求することの重要性を説いたのが、ジョン・ステュアート・ミル (John Stuart Mill, 1806-73) の『自由論 (On Liberty)』(1859年) であり、「多数者の圧制」を回避するための政治機構のあり方を考察したのが、同じくミルの『代議制統治論 (Considerations on Representative Government)』(1861年) であった⁵⁷⁾。

ミルは、『代議制統治論』において、多数派による少数派への圧制を防ぐ手段として、(少数派の意見を議会に届けることができる) 比例代表制に加えて、知識階級の複数投票権を提案している。ここにはミルのエリート主義、民衆不信が看取され、この点においてミルはペインから遠ざかり、バークに接近しているかのように見える。しかしながら、ミルの民衆不信はバークほど強固なものでもない。ミルによれば、民衆は陪審裁判や地方自治などの公共的業務に参加することを通じて、利己的な関心から脱して、公共的なものへの関心を抱くようになる。政治的判断力を発展させ、知的・道徳的に陶冶され、優れた少数者の指導をおのずから仰ぐようになる。このような啓蒙主義的なヴィジョンをミルは抱いていた。「公共精神を有する者だけに政治参加は限定されるべき」とするバーク的な論理に対して、ミルは「政治参加を通じて公共精神は育成される」という逆の論理を対置した。ミルが期待したのは、思索による政治参加でなく行動による政治参加が民衆にもたらす教育的効果であった。わが国で2009年から開始された裁判員制度にも、その理念において、裁判への参加を通じて市民の心に非利己的な公共的関心を育む、というミルの啓蒙主義的なヴィジョンが反映されていると言えよう。

『自由論』に表明されている自由観のうち、今日においても最も有名で広く支持されているのは、「他者危害 [防止 / 排除 / 禁止] 原則」として知られる自由観であろう⁵⁸⁾。ミルトン・

56) Burke [1986 (1790)] pp.173, 227 / 訳 100, 156 ページ。

57) バークおよびペインの思想世界がミルの思想世界へと移行した知的背景として、正義の原理 (政府の根拠) の一大転換、すなわち、それが個々人の自然的諸権利の保障でなく個々人の功利の最大化に求められるようになった事実を指摘できるが、この問題について本稿は紙幅の都合によりこれ以上論じない。

58) その原則は、ミル自身の言葉で、以下のように表明されている。「この小論の目的は、じつに単純な原則を主張することにある。社会が個人に対して強制と管理という形で干渉するとき、そのために用いる手段が法律による刑罰という物理的な力であっても、世論による社会的な強制であっても、その干渉が正当かどうかを決める唯一の原則を主張することにあるのだ。その原則はこうだ。人間が個人と

フリードマンは、ラトガーズ大学の学生時代に『自由論』を読んで、とりわけこの原則に大きな感銘を受けた。そこに「他人に迷惑をかけない限り、個人は何でも好きなことができる」というリバタリアニズム（自由至上主義）の基本原則を発見したのだ。この原則は後年のフリードマンの経済思想・社会哲学に基本的な枠組みを与えるに至った⁵⁹⁾。しかし、若きフリードマンが『自由論』からいかに大きな感銘を引き出したとしても、彼の『自由論』理解が唯一絶対の正しい理解であるとは限らない。「他者危害原則」をそのまま真に受ければ、自らの境遇を悪化させるような愚かな行為を行う権利（愚行権）も各人に認めなければならないが、果たして本当にそうなのだろうか。「みんなと同じでいいじゃない。その方が楽じゃない。そうする自由を私は選びたい」という意見に対して、ミルは支持を与えるのだろうか？ もしそうであるならば、なぜ画一化の趨勢に抗うこと、個性を尊重し発展させることが、かくも力強く主張されているのだろうか？ ここで留意すべきなのは、ミルが擁護に努めた個性の価値とは、あくまで个性的に行動することの価値、ある行為なり生活様式を自発的に（自分自身の願望と判断によって）選択することの価値であった、ということである⁶⁰⁾。それゆえ、政治参加は個性の開花にとって欠くべからざる契機なのであり、まさに

してであれ、集団としてであれ、誰かの行動の自由に干渉するのが正しいといえるのは、自衛を目的とする場合だけである。文明社会で個人に対して力を行使するのが正当だといえるのはただひとつ、他人に危害が及ぶのを防ぐことを目的とする場合だけである。本人にとって物理的か精神的に良いことだという点は、干渉が正当だとする十分な理由にはならない。ある行動を強制するか、ある行動を控えるよう強制するとき、本人にとって良いことだから、本人が幸福になれるから、さらには、強制する側からみてそれが賢明だから、正しいことだからという点は正当な理由にならない。これらの点は、忠告するか、理を説くか、説得するか、懇願する理由にはなるが、強制する理由にはならないし、応じなかった場合に処罰を与える理由にはならない。強制や処罰が正当だといえるには、抑止しようとしている行動が誰か他人に危害を与えるものだといえなければならない。個人の行動のうち、社会に対して責任を負わなければならないのは、他人に関係する部分だけである。本人だけに関係する部分については、各人は当然の権利として、絶対的な自主独立を維持できる。自分自身に対して、自分の身体と心に対して、人はみな主権をもっているのである」(Mill[1982(1859)]pp.68-9 / 訳26-7ページ)。

59) Ebenstein [2007] pp.15, 34 / 訳 28-9, 52 ページ。フリードマンがミル『自由論』の「他者危害原則」に強く共鳴していた文献的証拠（直接の言及）としては、以下のものが挙げられる。Friedman [1992] [2002]、Friedman & Friedman [1990 (1980)] p.2 / 訳、上巻、27-8 ページ。主著『資本主義と自由』にはミル『自由論』への直接の言及はない（『経済学原理』への言及は一か所だけあるけれども）。しかし、以下の一節は、フリードマンがミルの「他者危害の原則」を「愚行権」に引き寄せて解釈・受容していたことを物語る。「自由を信奉するなら、過ちを犯す自由も認めなければならない。刹那的な生き方を確信犯的に選んで今日の楽しみのために気前よく使い果たし、貧しい老後をわざわざ選択する人がいたら、どんな権利でもってそれをやめさせることができようか。この人を説得し、その生き方はけしからぬと説教するのはよかろう。だが、人が自ら選んだことを強制的にやめさせる権利はどこにもない」(Friedman [2002 (1962)] p.188 / 訳 338 ページ)。

60) 関口 [1989] 第5章（特に382ページ）、小田川 [2006]などを参照。なお、関口によれば、「強制された慈善…は自己矛盾である、とミルは考える」。こうしたミルの慈善観は、本稿第1章第4節で論じたバークの慈善観と、基本的に重なっている。

この点において、『代議制統治論』と『自由論』は共鳴し合っている。彼が「他者危害原則」を提示したのも、個人が自分の危険と責任において、自らの意見を生活の中で自由に行動に移し、個性を發展させるためであった。したがって、少なくとも「みんなと同じでいいじゃない」云々といった意見にミルが支持を与えるようには思われない。『自由論』は150年ほど前に書かれた作品であるが、「場の空気」がある種の専制的権力をふるっており、「空気読めよ」が合言葉となりつつあるような現代の日本において⁶¹⁾、この自由主義の古典は改めて読み直す必要性を高めている。

第2節 生存権の保障

日本国憲法には、戦前の大日本帝国憲法にはなかった新しい条項がいくつも含まれているが、国民の生存権を「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と明記した第25条1項もその1つである。この条項はペインとフランス革命の理想を受け継いだものである。そして、この国民の生存権を具体的に保障しているのが生活保護法という法律であるが、法の制定とその現実化は別の問題である。実際、この生活保護行政が現場で歪められ、生活保護を受けさせないようにする「水際」作戦（申請させず、相談扱いにしてしまう方針のこと）が、近年展開されつつある。とりわけ北九州市で続発した痛ましい餓死事件はその典型例として特筆に値する。

2007年7月10日、福岡県北九州市小倉北区の市営住宅で、独り暮らしの52歳の男性が餓死し、死後約1カ月を経た状態で発見された。死体は一部ミイラ化していた。元タクシー運転手のこの男性は、前年12月、病気で働けないとして生活保護を認められたが、2007年4月に「受給停止」となっていた。市によると、男性が「働きます」と受給の辞退届を自発的に出したとされる。ところが、男性が残した日記には、廃止が決まったのちに「せっかく頑張ろうと思った矢先切りやがった。生活困窮者は、はよ死ねってことか」との憤怒が記され、最後のページ（6月5日）には「ハラ減った。オニギリ食いたーい。25日米食ってない」と1行だけ記されていた。北九州市ではこの事件以前にも、05、06年と保護を受けられなかった男性の孤独死があり、同じく06年にやはり市営住宅に住む女性2人（70代の母と40代の娘）が餓死する事件が起こっている。さらに遡れば01年にも39歳と35歳の姉妹が餓死している。このように北九州市が餓死者の量産地となっているのには理由がある。同市が財政支出を削減するために生活保護の申請や廃止件数に「数値目標」を設けたためである。その結果、同

61) 土井 [2008]、冷泉 [2006]などを参照。

市の生活保護の受給認定率は、全国最低の 14.6% (2004 年) を示している⁶²⁾。

そもそも生活保護制度は人間の基本的権利としての生存権を保障するために設けられたものであり、決して恩恵として設けられたのではない。いくら制度を不正利用しようとするモラル・ハザードが絶えなくても、その利用が「数値目標」化されていること自体、人権の蹂躪・侵害だと言えないか。ペインが直面していた貧困と生存権の問題は決してその今日性を失っていない。

第3節 女性の権利と子どもの権利

ペインの著作が今日どこか陳腐に見えるのは、時代が彼の予測通りとなり、彼の先見の明をすっかり取りこんだからにはほかならない⁶³⁾。しかし、彼ほどの先見の明を有する思想家ですら、時代の通念・制約から完全に自由でなかった。このように先駆的なペインの人権論・思想も想定外としている数々の人権がある。「人間の権利」の担い手である「人間」として、ペインが暗黙のうちに家長としての成人男性だけを想定していたことは、疑いない事実である。「人間」から排除された女性、子ども、外国人の権利をどう考えればよいのかという問題が、後の世代に残された。

女性の権利については、ペインが『人間の権利』第2部を公表した1792年に、ウルストンクラフトが『女性の権利の擁護 (*Vindication of the Rights of Women*)』を公表し、女性が男性と同等な理性的存在であり、平等な権利を獲得させるべきことを先駆的に主張していた。また、フランスでは、いち早くその前年の91年にオランプ・ド・ゲージュ (*Olympe de Gouges, 1748-93*) が、フランス人権宣言の権利主体を女性と女性市民に変更する形で構成した『女性および女性市民の権利宣言』 (*Déclaration des droits de la femme et de la citoyenne*) を発表していた⁶⁴⁾。それから長い年月を要したものの、今日では各国憲法 (およびそれを具体化した諸法) で性差別が明示的に禁止される傾向にある。日本国憲法もまた、「すべて国民が、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」(第14条1項)として、男女平等を明確に定めている。しかし、ここでも法の制定とその現実化は別の問題である。新法の枠内で旧

62) 西 [2007]、立岩・尾藤・岡本 [2009] のほか、新聞記事等も参照した。なお、2008年7月22日付けの『朝日新聞』(朝刊)によれば、北九州市の生活保護申請率(2006年度)は依然として政令指定市中最低の30.6%(最高の千葉市は70.5%)を記録し、違法な「水際」作戦(本人の意思に反して申請を受け付けない行為は生活保護法違反となる)の持続をうかがわせる。

63) Hitchens [2006] 訳9ページ(訳者執筆の「はじめに」からの引用)。

64) ブラン [1995] を参照。

来の慣習的差別が数多く温存された。たとえば、国籍法は1984年に改正されるまで、生まれた子どもの国籍を認める基準として血統主義・父系主義の立場をとっていた。また、キャリアを志向する意思と能力をもった多くの女性たちを受け入れる体制が、男社会の伝統をもつ企業社会に整っていないため、男女雇用機会均等法が1986年から施行されたが、長期不況のもとでパート・有期雇用・派遣といった非正規労働者（その多くが女性）が増加し、その雇用形態の違いに起因する差別が新しい差別として問題視されてきている⁶⁵⁾。

子どもの権利については、1989年の第44回国連総会で採択され、日本も94年に批准した「子どもの権利条約」が重要である。この条約は、未熟で判断能力に乏しい子どもを大人が保護するという「保護の客体」としての子ども観から、子どもも大人並みの権利行使の主体であるという権利の主体としての子ども観への根本的な転換を私たちに迫っている。これから派生した「子どもの自己決定・オートノミー」の思想は、いわゆる「援助交際」を「性の自己決定権」の行使として肯定する言説すら生み出しており、それを「人権のインフレーション」として問題視する論者も少なくない⁶⁶⁾。今後も多くの議論が積み重ねられる必要がある。

第4節 外国人の権利

日本国憲法には「全世界の国民が、等しく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する」（前文第2段）ことが確認されているものの、外国人の権利の保障に関する明示的な規定は設けられていない。個人の尊厳の普遍性という人権思想の本義からすれば、外国人にもできるだけ日本国民と同様の権利を認める必要があるが、現実には、1国の憲法のおよぶ空間は国境線によって区切られており、「国籍保有者＝国民」とする場合、文言の上では、日本国憲法の人権保障は国籍法に定める日本国民にしか及ばないことになってしまう。こうした「人間」と「国民（市民）」との緊張関係、あるいは「人権」と「シティズンシップ」との緊張関係は多くの問題をはらんでいるが、とりわけ重要なのは、日本に在住している旧植民地出身の外国人（とその子孫）の参政権（選挙権、被選挙権、公務就任権）の問題である。

最高裁の判例は、定住外国人に対して、国政レベルの選挙権は認められないものの、日常生活に密接な関係を有する地方自治においては選挙権の行使は認められるとしている。外国人を住民運動に参加させようという運動は全国各地で少しずつ広がりを見せており、実際、2002年1月、滋賀県の旧米原町（現米原市）における町の合併問題をめぐる住民投票で、

65) 長尾 [1997] 99-102 ページ、上野・辻元 [2009] 24-5 ページを参照。

66) 八木 [2001] 84-118 ページを参照。

初めて永住外国人にも投票権が認められた。また、地方公務員の採用・昇進についても、多くの制約が依然として残存するものの、その門戸は徐々に広げられている。

この問題を彼らに帰化（日本国籍取得）を促すことによって解決すべきとする見解もあるが、それは人権という思想の本質的困難を明るみに出す。人権の普遍性は共同体の拘束から解放された抽象的個人によって基礎づけられるため、この思想においては共同体的拘束が一般に悪と見なされる。しかし、そのような見方は、エスニック共同体の一員としてアイデンティティを保持することに人間らしい生き方や喜びを見出す者にとって、人間的であるどころか反人間的な権利でしかない。ここに共同体的拘束をめぐる（通約不可能とは言えないまでも通約困難な）異なる2つのパラダイムを指摘することもできよう。定住外国人のうちの少なくない割合がエスニック・アイデンティティを保持したまま参政権を行使したいと考えている現状からすれば、彼らに日本への帰化を促すことは、差異の表現を求める彼らの権利要求と彼らのアイデンティティとを侵害することにつながる⁶⁷⁾。

第5節 未来世代の権利と動物の権利

ペインの主張する現世代中心主義は、世代と世代の利害対立を引き起こす問題——核廃棄物の貯蔵、地球温暖化などの環境問題がその典型であろう——において、現世代の利益を未来世代のそれに対して圧倒的に優先させてしまう。現世代の「後は野となれ」的な振る舞いを「不正」「身勝手」だと批判する受難者（未来世代）がまだこの世に誕生していないからである。しかし他方で、「1世代の多数者の気紛れによって伝統を気軽に棄て去ってもかまわない」、あるいは「まだ見ぬ未来世代のための美しい地球環境を残す義務などない」というあからさまな利己主義に対して、少なくない人々が良心の痛みを覚えることも事実である。世代間の正義が模索される必要があるならば、それは現世代が（ペインの退けた）「人間の想像力」を駆使して未来世代の声に耳を傾ける場合以外にはありえないのではないか⁶⁸⁾。こ

67) 朴 [2005] を参照。この論点をより一般的な形で表現するならば、「いかなる政治社会においても人々のコミットする価値観は多元化しており、何らかの特定の価値観（「善の構想」）にもとづいて人々を統合しようとすれば、他の価値観にコミットする人々にとっては抑圧の効果が生じざるをえない」（齋藤・田村 [2012] ivページ）、となるだろう。

68) 私たちが「人間の想像力」を駆使して耳を傾けるべき「他者」は決して「未来世代」に限られない。空間を共有しながらもまったく相互に接触のない存在として併存している「開発途上国の人々」もその「他者」に含まれる（広田 [2004] 81 ページ、中澤 [2008] 121 ページを参照）。パークは福祉国家的な再分配政策を厳しく批判したけれども、このような世代間の正義の模索において、分配的正義に関する最近の最も有名な正当化論であるロールズ『正義論』（Rawls [1999 (1971)]) と問題意識を共有している（特に第44節「世代間の正義に関する問題」）。原田哲史によれば、ドイツ・ロマン主義の思想家アダム・ミュラーは、アダム・スミスの商業的自由概念の自由の中に、不在（過去・未来）

のとき、私たちはペインから離れ、国家を「生きている人々だけの間の合同事業ではなく、生きている人々と死んだ人々と生まれてくる人々との間の合同事業」⁶⁹⁾ だと考えるバークの立場へと歩み寄っているのである。ここにバークを単なる保守主義と片付けられない革新性——「いち早く 1791 年の時点で、歴史的・慣習的権利としてではなく人間の基本的権利としての生存権を謳い、福祉国家の構想にまで進んでいたペインの先駆性・独創性」とは対照的なものとしての——を見出すことができるだろう⁷⁰⁾。

バークによれば、私たちが耳を傾けるべきは、「生まれてくる人々」(未来世代) の声だけでない。「死んだ人々」(過去世代) の声にも耳を傾けるべきである。こうしたバークの主張の思想史的意義をロバート・ニスベットは以下のように簡潔に表現する。すなわち、「近代保守主義の本質の大部分は、まさしく死者への敬意にはかならない——けだし、死せる者たちは、もろもろの伝統と慣習のなかにこそ生きつづけているものだからである」⁷¹⁾ と。この「死者への敬意」という論点をわが国の文脈に置いて考える場合、戦争責任の問題から目をそむけることは許されないだろう⁷²⁾。とりわけ、バークにおいては、権利と義務が相即的な関係でとらえられている以上⁷³⁾、歴史的・慣習的権利の享受者である現在世代は(未来世代に対してのみならず) 過去世代に対しても義務を負う、ということになる。この論点に関しては、以下の西山清の陳述がたいへん参考になる。

考えてみれば、ただひとりの人間のたった一度の過ち [= アダムの失楽の罪] によりすべての時代のすべての人間にまで罪がおよぶというのは、わたしのような異教徒にはいかにも不当であるかのような気がする。しかし、それが「原罪」という観念なのである。未来が現在

世代の人々の自由が現在のそれと同等に尊重されるべきであるという考え方を付け加えることによって、バークの立場に接近している(原田 [2002] 第3章)。

69) Burke [1986] pp.194-5 / 訳 123 ページ。

70) バークはスミスの『道徳感情論』を雑誌『年鑑 (Annual Register)』——歴史・政治・文学に関する総合誌で、バークは 1758 年から 66 年まで編集に携わり、その任を退いた後も書評と一般的な助言は続けた——の書評欄やスミス宛の書簡で激賞した。バークが『道徳感情論』をどのように受容したのかはたいへん興味深い問題であるが、ここでは詳しく論じる余裕がない。しかし、『道徳感情論』で論じられているように、想像上の立場の交換によって、見知らぬ他者の立場から自分を客観的に眺めることが、社会的秩序の生成にとってきわめて重要な要因をなすことは、疑いのないところである。そうである以上、環境問題を考える際に、「人間の想像力」を駆使して、これから生まれる「未来世代」の立場から考えることは、これからますます重要となるはずである。柴田 [2010] を参照。

71) Nisbet [1986] p.89 / 訳 131 ページ。犬塚 [2012] 212-6 ページも参照されたい。

72) 荒井 [2000]、高橋 [1999]、藤原 [2001]。

73) この論点については、現在、別稿を準備中であるので、詳細な議論はそちらに譲り、本稿では割愛させていただく。

を起点としてはじまるように、過去は内実として現在を支える。過去、現在、未来が直線的に連続する神話の枠組みの中では、どの時代に生きる人間にも過去は現在の本質的な部位にとどまる。このことは知らないでは済まされない。過去を否定することは、おおげさないい方をすれば、現在の自己存在そのものを否定することなのである。だから、たとえば戦争を知らない世代だから戦争責任を回避するなどという能天気ないい方は、ここではまったく通用しない⁷⁴⁾。

西山はバークに直接言及していないが、ここにバークの世代間倫理についての見解のエッセンスが詰まっているように思われる。また、見方を変えれば、ペインの主張する現世代中心主義は、彼が「原罪」を認めない理神論者⁷⁵⁾であったことと密接な関係を有している、ということになる。

よくよく考えてみれば、なぜ人間だけに基本的権利を認め動物に認めないのかも自明でない。ロックやペインはその究極的根拠に人間を自己の似姿として造った神を置き、人間と動物との間に価値の差を見ることによって、人間の尊厳を引き出している。しかし、果たしてこの万物の長としての人間理解が普遍妥当なものと言えるだろうか？ 将来人間よりもはるかにすぐれた生物が別の惑星から地球に飛来し、人類を食料にする可能性は決してゼロではない。この生物が彼らの道徳的能力の高さゆえ、また、彼らの福祉のために、私たち人間を犠牲にしてよいと主張する場合、私たちはいかなる根拠に基づいて自らの尊厳を主張しうるのか。私たちが「動物は人間でないから」動物に権利を認めないことを正当であると考えたならば、宇宙人 X が「人間は X でないから」人間に権利を認めないことも正当と見なさねばならない⁷⁶⁾。人権という思想の本質的困難がここにも垣間見えるのではないか。

むすびにかえて

本稿の議論をまとめよう。

本稿は、バークが批判しペインが擁護に努めた自然権としての「生存権」、および、それによって基礎づけられている「福祉国家」の構想を、「貧困問題の解決」という論点を介して、経済思想史と共和主義思想史の両方の文脈上に位置づけた。第1・2章の考察が明らかにし

74) 西山 [1998] 187 ページ。

75) Claey's [1989] ch. 7, Philp [1989] ch. 4, 小松 [1986] 274-86 ページなどを参照。

76) 以下の文献を参照されたい。Nozick [1974] p.46 / 訳 73 ページ。DeGrazia [2002] pp.24-5 / 訳 36 ページ。長尾 [1997] 90-1 ページ。

たように、ペインは、経済的「貧困」によってもたらされる市民の道徳的「腐敗」を防止するための政治機構の構想を、政府の労働市場への不介入というスミスの原則の遵守を謳いながら、税制改革という形式のなかに反映させようとしたのである。

さらに本稿は、ペインの構想の先駆性・独創性を高く評価しつつも、同時に、その構想の限界を指摘し、ペインの論敵であったバークの歴史的・慣習的権利論に、ペインの限界を克服するためのヒントが宿っていることを強調した。それは、権利論には複数の歴史的伝統があり、バークの権利論もペインのそれも両義的であり、それらの優劣に最終的な決着をつけることは難しい、ということである。第3章の考察が明らかにしたように、人間の権利をめぐる諸問題は常に論争的であり、その妥協点を私たちは日々模索する必要がある。以上のような両義性・論争性ゆえに、バーク『フランス革命の省察』とペイン『人間の権利』は、現代社会にとってますます有意義な書物になっているように思われる。

参考文献

- Arendt, Hannah [1990 (1963)] *On Revolution*, Penguin Books. 志水速雄訳『革命について』ちくま学芸文庫、1995年。
- Berlin, Isaiah [1969] *Four Essays on Liberty*, Oxford University Press. 小川晃一・小池銈・福田歓一・生松敬三訳『自由論』みすず書房、1971年。
- Burke, Edmund [1986 (1790)] *Reflections on the Revolution in France*, Penguin Books. 半澤孝磨訳『フランス革命の省察』みすず書房、1978年。
- Burke, Edmund [1999 (1795)] *Thoughts and Details on Scarcity*, in *The Portable Edmund Burke*, Penguin Books. 永井義雄訳「穀物不足に関する思索と詳論」、『世界大思想全集 11 バーク』河出書房、1957年。
- Canavan, Francis [1995] *The Political Economy of Edmund Burke: The Role of Property in His Thought*, Fordham University Press.
- Claeys, Gregory [1989] *Thomas Paine: Social and Political Thought*, Unwin Hyman.
- DeGrazia, David [2002] *Animal Rights: A Very Short Introduction*, Oxford University Press. 戸田清訳『動物の権利』岩波書店、2003年。
- Dickinson, H. T. [1977] *Liberty and Property: Political Ideology in Eighteenth-Century Britain*, Holmes and Meier Publishers. 田中秀夫監訳、中澤信彦他訳『自由と所有——英国の自由な国制はいかにして創出されたか——』ナカニシヤ出版、2006年。
- Ebenstein, Lanny [2007] *Milton Friedman: A Biography*, Palgrave Macmillan. 大野一訳『最強の経済学者 ミルトン・フリードマン』日経BP社、2008年。
- Fitzpatrick, Tony [1999] *Freedom and Security: An Introduction to the Basic Income Debate*, Macmillan. 武川正吾・菊池英明訳『自由と保障——ベーシック・インカム論争——』勁草書房、2005年。
- Friedman, Milton [1992] *On Liberty and Drugs*, in *On Liberty and Drugs: Essays on the Free Market and Prohibition*, Milton Friedman and Thomas S. Szasz (eds.), The Drug Policy Foundation Press.
- Friedman, Milton [2002] *My Favorite Libertarian Books: Five Introduction to Libertarian Thought*, *Freeman*, Volume 52, Issue 4.
URL: <http://www.thefreemanonline.org/miscellany/my-favorite-libertarian-books/>

- Friedman, Milton [2002 (1962)] *Capitalism and Freedom*, The University of Chicago Press. 村井章子訳『資本主義と自由』日経BPクラシックス、2008年。
- Friedman, Milton & Friedman, Rose [1990 (1980)] *Free to Choose: A Personal Statement*, Mariner Books. 西山千明訳『選択の自由』全2冊、講談社文庫、1983年。
- Hill, Christopher [1958] *The Norman Yoke*, in his *Puritanism and Revolution*, Martin Secker & Warburg. 紀藤信義訳『ノルマンの軛』未來社、1960年。
- Hitchens, Christopher [2006] *Thomas Paine's Rights of Man: A Biography*, Atlantic Books. 中山元訳『トマス・ペインの『人間の権利』』ポプラ社、2007年。
- Macpherson, C. B. [1980] *Burke*, Oxford University Press. 谷川昌幸訳『バーク——資本主義と保守主義——』御茶の水書房、1988年。
- Marshall, T. H. & Bottomore, Tom [1992] *Citizenship and Social Class*, Pluto Press. 岩崎信彦・中村健吾訳『シティズンシップと社会的階級』法律文化社、1993年。
- Mill, John Stuart [1962 (1861)] *Considerations on Representative Government*, introduction by F. A. Hayek, Gateway. 水田洋訳『代議制統治論』岩波文庫、1997年。
- Mill, John Stuart [1982 (1859)] *On Liberty*, Penguin Books. 山岡洋一訳『自由論』日経BPクラシックス、2011年。
- Mill, John Stuart [1990 (1873)] *Autobiography*, Penguin Books. 村井章子訳『ミル自伝』みすず書房、2008年。
- Nakazawa, Nobuhiko [2010] *The Political Economy of Edmund Burke: A New Perspective*, *Modern Age*, 52 (4) .
- Nisbet, Robert [1986] *Conservatism: Dream and Reality*, Open University Press. 富沢克・谷川昌幸訳『保守主義——夢と現実——』昭和堂、1990年。
- Nozick, Robert [1974] *Anarchy, State, and Utopia*, Basic Books. 嶋津格訳『アナーキー・国家・ユートピア』木鐸社、1995年。
- Paine, Thomas [1987 (1791-2)] *Rights of Man*, in *The Thomas Paine Reader*, Penguin Books. 西川正身訳『人間の権利』岩波文庫、1971年。
- Paine, Thomas [1987 (1795a)] *Dissertation on First Principles of Government*, in *The Thomas Paine Reader*, Penguin Books.
- Paine, Thomas [1987 (1795b)] *Agrarian Justice*, in *The Thomas Paine Reader*, Penguin Books. 四野宮三郎訳『土地配分の正義』、『近代土地改革思想の源流』御茶の水書房、1982年。
- Philp, Mark [1989] *Thomas Paine*, Oxford University Press. 田中浩・梅田百合香訳『トマス・ペイン——国際派革命知識人の生涯——』未來社、2007年。
- Pocock [1975] *The Machiavellian Moment: Florentine Political Thought and the Atlantic Republican Tradition*, Princeton University Press. 田中秀夫・奥田敬・森岡邦泰訳『マキアヴェリアン・モーメント』名古屋大学出版会、2008年。
- Pocock, J. G. A. [1989 (1960)] *Politics, Language and Time: Essays on Political Thought and History*, The University of Chicago Press.
- Price, Richard [1991 (1789)] *A Discourse on the Love of our Country*, in *Political Writings*, Cambridge University Press, Cambridge. 永井義雄訳『祖国愛について』未來社、1966年。
- Rawls, John [1999 (1971)] *A Theory of Justice*, revised edition, Harvard University Press. 川本隆史・福岡聡・神島裕子訳『正義論 改訂版』紀伊國屋書店、2010年。
- Russell, Bertrand [1965 (1896)] *German Social Democracy*, George Allen & Unwin. 河合秀和訳『ドイツ社会主義』みすず書房、1990年。
- Singer, Peter [2009 (1975)] *Animal Liberation*, Harper Collins Publishers. 戸田清訳『動物の解放 [改訂版]』人文書院、2011年。
- Singer, Peter [1993] *Practical Ethics*, Second Edition, Cambridge University Press. 山内友三郎・塚崎智

監訳『実践の倫理 [新版]』昭和堂、1999年。

Stedman Jones, Gareth [2004] *An End to Poverty: A Historical Debate*, Profile Books.

Thompson, E. P. [1993 (1991)] *Customs in Common*, Penguin Books.

Van Gelderen, M. and Skinner, Q. (eds.) [2002] *Republicanism: A Shared European Heritage*, 2 vols., Cambridge University Press.

Whatmore, Richard [2000] 'A gigantic manliness': Paine's republicanism in the 1790's, in *Economy, Polity, and Society: British intellectual history, 1750-1950*, Collini, S., Whatmore, R. and Young, B. (eds.), Cambridge University Press.

Winch, Donald [1996] *Riches and Poverty: An Intellectual History of Political Economy in Britain 1750-1834*, Cambridge University Press.

荒井一博 [2000] 『文化の経済学——日本のシステムは悪くない——』文春新書。

犬塚元 [2004] 『デイヴィッド・ヒュームの政治学』東京大学出版会。

犬塚元 [2006] 「ヒュームと共和主義」、田中・山脇編 [2006] 第7章。

犬塚元 [2012] 「時間軸において「伝える」こと——西洋政治思想史における「伝統」をめぐるナラティブ」、川崎修編『伝える——コミュニケーションと伝統の政治学』風行社、第7章。

上野千鶴子・辻元清美 [2009] 『世代間連帯』岩波新書。

奥田敬 [2006] 「近代南イタリアにおける共和主義の運命」、田中・山脇編 [2006] 第13章。

小関隆 [1994] 「「自由に生まれついた」人々」、井野瀬久美恵編『イギリス文化史入門』昭和堂、第6章。

小関隆 [2000] 「「アソシエーションの文化」と「シティズンシップ」——世紀転換期イギリス社会をどう捉えるか?——」、同編『世紀転換期イギリスの人々——アソシエーションとシティズンシップ——』人文書院、序章。

小田川大典 [2006] 「J. S. ミルと共和主義」、田中・山脇編 [2006] 第5章。

戒能通弘 [2007] 「コモン・ロー」、日本イギリス哲学会編『イギリス哲学・思想事典』研究社。

香内三郎 [1991] 『ベストセラーの読まれ方——イギリス16世紀から20世紀へ——』NHKブックス。

小松春雄 [1956] 「トーマス・ペインの福祉国家の構想」『国学院大学政経論集』4 (3)。

小松春雄 [1986] 『評伝トマス・ペイン』中央大学出版部。

小松春雄 [1987] 「〈コモン・センス〉の思想的背景」『成城大学経済研究』96。

近藤和彦 [1993] 『民のモラル——近世イギリスの文化と社会——』山川出版社。

齋藤修 [1997] 『比較史の遠近法』NTT出版。

齋藤純一 [2006] 「市民権」、大庭健編集代表『現代倫理学事典』弘文堂。

齋藤純一・田村哲樹 [2012] 「はしがき——デモクラシーの現在」、齋藤・田村編『アクセス デモクラシー論』日本経済評論社。

坂本優一郎 [2011] 「投資社会の勃興と啓蒙——七年戦争後のブリテンにおける改良・アニュイティ・科学的学知——」、富永茂樹編『啓蒙の運命』名古屋大学出版会、第3章。

柴田徳三郎 [2010] 「「見えざる手」とコンベンション——スミスとヒュームの秩序形成論——」『経済学論集』75-4。

渋谷秀樹 [2001] 『憲法への招待』岩波新書。

杉山忠平 [1996] 「バークとペイン——理性と革命の時代に——」、歴史学研究会編『「近代」を人はどう考えてきたか』東京大学出版会。

関口正司 [1989] 『自由と陶冶——J. S. ミルとマス・デモクラシー——』みすず書房。

関口正司 [1992] 「ミルの政治思想——『自由論』と『代議政治論』を中心に——」、杉原四郎・小泉仰・山下重一編『日本イギリス哲学会研究叢書：J・S・ミル研究』御茶の水書房。

高橋哲哉 [1999] 『戦後責任論』講談社。

立岩真也・尾藤廣喜・岡本厚 [2009] 『生存権——いまを生きるあなたに——』同成社。

田中拓道 [2006] 『貧困と共和国——社会的連帯の誕生——』人文書院。

- 田中秀夫 [2007] 「共和主義」、日本イギリス哲学会編『イギリス哲学・思想事典』研究社。
- 田中秀夫・山脇直司編 [2006] 『共和主義の思想空間——シヴィック・ヒューマンイズムの可能性——』名古屋大学出版会。
- 田中秀夫・小田川大典・厚見恵一郎・川合清隆・犬塚元 [2008] 「〈特集〉共和主義と近代——思想史的再考——」、『社会思想史研究』32。
- 鶴田尚美 [2004] 「動物に権利はあるか」『応用倫理学講義2 環境』岩波書店。
- 土井隆義 [2008] 『友だち地獄——「空気を読む」世代のサバイバル——』ちくま新書。
- 長尾龍一 [1997] 『憲法問題入門』ちくま新書。
- 中澤信彦 [2006] 「書評 Gareth Stedman Jones, *An End To Poverty?: A Historical Debate*」『経済学史研究』48 (2)。
- 中澤信彦 [2008] 「グローバリゼーションの中の労働と教育——「異質な他者」とどう向き合うべきか? ——」、関西大学経済政治研究所『セミナー年報 2007』。
- 中澤信彦 [2009] 『イギリス保守主義の政治経済学——バークとマルサス——』ミネルヴァ書房。
- 中澤信彦 [2010] 「「保守」主義者としてのマルサス」『マルサス学会年報』19。
- 中谷武雄 [1988] 「トマス・ペイン研究における経済理論問題の所在——研究史の概観——」『松山商大論集』39 (2)。
- 中谷武雄 [1991] 「トマス・ペインの公債論」『徳島大学社会科学研究』4。
- 中谷武雄 [1994] 「トマス・ペインの公信用論」『徳島大学社会科学研究』7。
- 西いずみ [2007] 『あいまいな日本の不平等 50』ブックマン社。
- 西山清 [1998] 『聖書神話の解説——世界を知るための豊かな物語——』中公新書。
- 朴一 [2005] 『「在日コリアン」ってなんでんねん?』講談社+ *a* 新書。
- 橋本富郎 [1968] 「自由主義と保守主義の政治哲学における自由の問題性——ペイン対バーク——(上)(下)」『法学論叢』84(1)(3)。
- 蓮見二郎 [2008] 「市民教育」、岡崎晴輝・木村俊道編『はじめて学ぶ政治学』ミネルヴァ書房、IV-6。
- 浜林正夫 [1999] 『人権の思想史』吉川弘文館。
- 原田哲史 [2002] 『アダム・ミュラー研究』ミネルヴァ書房。
- 樋口陽一 [1996] 『一語の辞典 人権』三省堂。
- 広田照幸 [2004] 『教育』岩波書店。
- 福田有広 [1998] 「共和主義」、廣松渉他編『岩波 哲学・思想事典』岩波書店。
- 福田有広 [2002] 「共和主義」、福田有広・谷口将紀編『デモクラシーの政治学』東京大学出版会、第I編第3章。
- 藤原婦一 [2001] 『戦争を記憶する——広島・ホロコーストと現在——』講談社現代新書。
- ブラン, O. [1995] 辻村みよ子訳『女の人権宣言——フランス革命とオランプ・ドゥ・グージュの生涯——』岩波書店。
- 松園伸 [2004] 「イングランドのレスプブリカ理念と議会」、小倉欣一編『近世ヨーロッパの東と西——共和政の理念と現実——』山川出版社、第3編第2章。
- 毛利健三 [2008] 『古典経済学の地平——理論・時代・背景——』ミネルヴァ書房。
- 八木秀次 [2001] 『反「人権」宣言』ちくま新書。
- 山田竜作 [2008] 「フェミニズム」、岡崎晴輝・木村俊道編『はじめて学ぶ政治学』ミネルヴァ書房、IV-2。
- 冷泉彰彦 [2006] 『「関係の空気」「場の空気」』講談社現代新書。

